

2020年8月20日

会 員 各 位

公益社団法人神奈川県病院協会

**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（「コロナ対応医療従事者慰労金
交付事業（慰労金事業）」・「感染拡大防止等支援事業（支援金事業）」に関する
交付申請手続き等について**

このことについて、裏面（写し・2枚のみ抜粋）のとおり、神奈川県が各病院宛に
8月7日以降、順次郵送でお知らせしております。

ご承知のことと存じますが、あらためてご案内いたしますので、ご確認をお願い申し
上げます。

写（抜粋）

令和2年8月7日

各対象施設 管理者 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金交付事業」・「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」）に関する交付申請手続等について（お知らせ）

日ごろより本県の医療行政の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。また、地域医療における最大の脅威となっている新型コロナウイルス感染症への対応に最前線で奮闘されている医療従事者及び医療関係者の皆様には、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、この度、令和2年度国第二次補正予算及び令和2年度神奈川県6月補正予算の成立を受け、令和2年4月30日厚生労働省発医政0430第1号に基づく「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の一環として、本県でも次の2事業を実施することとなりましたのでお知らせします。

申請方法や具体的な要件等の詳細については、別紙（共通）及び別紙（各事業別）を御参照下さい。なお、別添のとおり「よくある質問と回答」（各事業別）も同封しますので、申請にあたっては、事前に必ずご確認の上、申請してください。

1. 今回お知らせする2事業 ※両方を申請できます。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金交付事業（慰労金事業）
- (2) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（支援金事業）

2. 事業内容

- ① **慰労金事業** …新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県等から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員である個人に対して、慰労金を給付する事業です。
- ② **支援金事業** …新型コロナウイルス感染症の疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策等の支援（支援金の給付）を行う事業です。

3. 申請方法

- ・ **オンライン** …神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「県国保連合会」と言う。）のオンライン請求システムを利用した申請
- ・ **ウェブ** …専用の「Web 申請受付システム（無料）」（神奈川県ホームページまたは県国保連合会ホームページからリンク）による申請
- ・ **電子媒体** …CD-R等の電子媒体を県国保連合会に提出する申請
- ・ **紙媒体** …所定様式の紙媒体を県国保連合会に提出する申請

※(2)支援金事業は医療機関等への給付である一方、(1)慰労金事業は医療機関等で勤務する職員等個人への給付となります。但し、(1)慰労金事業についても医療機関等を経由して（医療機関等がとりまとめて）申請していただくこととなります。

4. 申請受付期間

- 原則、令和2年8月15日から令和2年12月末日（うち各月15日から月末）まで
※なお、通常の県国保連合会への診療報酬の請求との混同を避けるため、各月1日から14日までは申請を受け付けておりません。
※令和3年2月末まで申請自体は可能ですが、速やかに交付等を行うため、原則として12月末までにご提出いただきますようお願いいたします。

5. 給付方法と給付日

- 県国保連合会を経由して県国保連合会に登録されている口座あて給付（入金）
- 給付日は申請受付日の翌月末（目安）

※上記(1)慰労金事業についても、いったん医療機関等の口座に入金します。職員等個人へは医療機関等から支給していただくこととなります。

※なお、公立病院で(1)慰労金の代理受領を行うことが制度上困難な場合は、この限りではありません（申請は原則通り医療機関経由、給付は例外的に県が個人口座へ直接入金）。

⇒上記3～5についての詳細は、**別紙（共通）**をご参照ください。

6. 各事業ごとの支給対象の要件等

⇒詳細は、**別紙（慰労金）**、**別紙（支援金）**、**別添「よくある質問」（慰労金）**及び**別添「よくある質問」（支援金）**をご参照ください。

【問合せ先】

本件①慰労金、②支援金の申請等について、専用ダイヤル（コールセンター）を設置しております。ご質問等は次の番号におかけ下さい。

（神奈川県慰労金・支援金（医療）専用ナビダイヤル） 0570-033-160

設置時間帯：平日 10時～17時 （開設日：令和2年8月12日 10時予定）